

議案第 84 号

佐野市都市計画税条例等の改正について

佐野市都市計画税条例等の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 6 月 5 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市都市計画税条例等の一部を改正する条例

(佐野市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 佐野市都市計画税条例（平成 17 年佐野市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加え、同項を附則第 17 項とし、附則第 12 項から附則第 15 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 11 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 5 項から附則第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合)

5 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

第 2 条 佐野市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 17 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

(佐野市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 佐野市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 30 年佐野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(佐野市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 佐野市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成31年佐野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(附則第16項の改正規定を除く。)による改正後の佐野市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市都市計画税条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～4 (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 <u>附則第6項</u>の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 <u>附則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ</p>	<p>附 則 1～4 (略)</p> <p><u>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ</p>

て得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12~15 (略)

16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。

て得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

13~16 (略)

17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」

とする。

## 佐野市都市計画税条例の改正案 新旧対照表

### (第2条関係)

第1条による改正後	改正案
附 則 1～16 (略) 17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。	附 則 1～16 (略) 17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

## 佐野市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成30年佐野市条例第34号）の改正案 新旧対照表 (第3条関係)

現 行	改正案
附 則 1 (略) (経過措置) 2 第2条の規定による改正後の佐野市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 第2条の規定による改正後の佐野市都市計画税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

佐野市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成31年佐野市条例第12号）の改正案 新旧対照表  
（第4条関係）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐野市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐野市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>